

第 429 回神奈川地方最低賃金審議会
議 事 録

- 1 日時 令和 5 年12月1日（金）午前11時05分から午前11時53分まで
- 2 場所 横浜第 2 号合同庁舎 共用第 1 会議室
- 3 出席者
公益代表委員 赤羽淳、石崎由希子、遠藤淳子、高井文子
(欠 芳野直子)

労働者代表委員 佐藤信也、平山純子、山川眞一
(欠 佐俣光男、林克己)

使用者代表委員 大竹准一、栗原敏郎、関口明彦、花本こず枝、山本弘
- 4 議 題
 - (1) 令和 5 年度特別小委員会報告について
 - (2) 特定最低賃金の改正・決定の必要性について
 - (3) 令和 5 年度神奈川県最低賃金の周知及び支援状況について
 - (4) その他

【事務局：吉田監察監督官】

それでは第 429 回神奈川地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。
本日は、お忙しい中を御出席いただきましてありがとうございます。本日の出席状況を報告させていただきます。

現時点で、15 名の委員のうち、11 名のご出席、あと 1 名が遅れて来られるということでして、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に基づく定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

公益委員の芳野委員、労働者代表委員の林委員、佐俣委員につきましては欠席の連絡をいただいております。関口委員は後程遅れて入られるということです。

本日の審議会は、公開規定に基づき、公開しておりますが、傍聴の希望はありませんでした。それでは、会長よろしく願いいたします。

【赤羽会長】

皆さんおはようございます。ただ今から第 429 回神奈川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の議事録の確認は、私と、労働者側 佐藤委員、使用者側 大竹委員、よろしく願いいたします。

それでは議事に入ります。神奈川県特定最低賃金の改正及び決定の必要性の有無に関する特別小委員会での結論について、事務局からご報告をお願いいたします。

【事務局：平本賃金室長】

はい、お手元の資料をご覧ください。

資料 1 にありますように、令和 5 年 11 月 14 日付けで特別小委員会から報告書が提出されていますので、読み上げさせていただきます。

なお、各産業別の名称は非常に長いものもございますので、一部略称とさせていただきます。

(特別小委員会の報告書読み上げ)

【赤羽会長】

ただいまの報告書について、まず、委員長の石崎委員から何かご発言いただくことはございますでしょうか。

【石崎委員】

はい、ありがとうございます。本年の特別小委員会は 8 月 22 日に第 1 回が行われ、その後、申出産業別に、原則的には労使それぞれ 2 名の参考人の方から、計 6 回にわたり行われました。

この間、業界の実態など興味深いお話を伺い、また、労使ともに真摯な論議をしていただいたことに改めて、心より御礼申し上げます。ありがとうございました。

【赤羽会長】

はい、ありがとうございました。

「必要性ありとの結論に達し得なかった」という内容ですが、これについて、公益委員含めてですね、何かご質問等ございますでしょうか。特によろしいでしょうか。

【各委員】 (質疑なし)

【赤羽会長】

はい、ありがとうございます。それでは、特別小委員会の報告書と同趣旨の内容で局長に答申したいと思いますがよろしいでしょうか。

【各委員】 (異議なし)

【赤羽会長】

ありがとうございます。それでは事務局は答申文(案)の用意をお願いします。

(事務局：案文準備、配付)

よろしいですか。

では、事務局で読み上げをお願いいたします。

【事務局：平本貸金室長】

それでは、お読みいたします。先ほどと同じように各産業別の名称は一部略称とさせていただきます。

(答申文(案)読み上げ)

【赤羽会長】

ありがとうございました。ただいまの答申文(案)でよろしいでしょうか。

【各委員】 (異議なし)

【赤羽会長】 それでは、局長に答申します。事務局は準備をお願いします。

(事務局：答申文(正本)準備、写しを各委員に配付)

【赤羽会長】

それでは、お渡しします。

(会長から局長へ答申文手交)

【赤羽会長】

特別小委員会の委員の皆様には長期間にわたるご審議に厚く御礼申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に入らせていただきます。最低賃金周知・支援状況等について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局：平本貸金室長】

はい。神奈川県最低賃金につきまして、8月4日に答申をいただいたところでございますが、答申にあたって当局へ要請いただいている事項につきまして、加納労働基準部長から報告させていただきます。

【加納労働基準部長】

皆様には、令和5年度神奈川地方最低賃金のご審議、本当にありがとうございました。審議にあたりましてご尽力を賜りましたこと重ねて感謝申し上げます。すいません、着座させていただき、お話をさせていただきます。

本年度の答申で触れられております御要望にあります「生産性向上等のための最大限の支援や助成金等の申請手続きの簡素化及び価格転嫁対策として、関係行政機関と連携し、適切な転嫁に向けた取組を迅速に徹底すること。」ということにつきましては、8月4日に神奈川労働局長名で、答申文を厚生労働省本省へ提出させていただいたところでございます。

また、最低賃金改正の調査審議に当たっての労使各側のご意見につきましては、専門部会報告書に記載させていただいておりますが、そのまま全文を厚生労働省本省へ提出いたしましたことを御報告させていただきます。

賃金の引上げに取組む事業所の支援の強化ということに関しましては、8月31日に「業務改善助成金」の更なる拡充策を発表されました。こういった拡充策を含めた、支援金についてですね、労働局、監督署で重点的な支援、取り組みをやっているところでございます。

また「価格転嫁」に関しても、これは、つい先日11月29日に「価格転嫁に対する新たな指針」も発表されたところでございます。こうした、支援制度に関する周知・取り組みや価格転嫁に係る取り組み、動向についてはですね、この後、すいません、賃金室長の方から、詳しくご報告させていただきますので、引き続きよろしく願いいたします。

【事務局：平本賃金室長】

それでは、資料に沿ってご説明いたします。

資料の1は先ほどの特別小委員会報告の写しで、資料2は、すでに全国すべての地域で改正、発効されている令和5年度の全国の地域別最低賃金の改正状況で、北から南の順で並べてございます。参考までにお付けしましたものでございます。

それでは、資料3(1)のプレスリリースをお開きください。令和5年8月4日の、審議会長から労働局長へ神奈川県最低賃金の答申がなされた日に発表したものでございます。

御覧のとおり、改正された額、引揚額、引上率と過去4年間の状況と答申を添付して発表してございます。

次の資料3(2)のプレスリリースは、8月31日に行った神奈川県最低賃金改正の公示に合わせる形で、8月28日の局長記者会見にて、発表したもので、改正額に加え、業務改善助成金の案内も行ったものでございます。

続きまして、資料4(1)をお開きください。

最低賃金改正と業務改善助成金の周知への取組みをとりまとめたものです。項目の1は今申しましたプレスリリースで、項目の2は、地方公共団体や使用者団体に対する最低賃金改正と業務改善助成金制度の広報誌等への掲載依頼、それと掲載が確認された件数、でございます。

掲載の確認につきましては、依頼時に、掲載した際のご連絡をお願いしており、それに基づいているのですが、掲載はされているのに、ご連絡を忘れていた場合もかなり多いので、掲載の実態数はもっと多いものになります。

特に、2の表の中にある県や市町村、関係団体、これらの広報誌はこちらで調べるとほぼ100%近く掲載されております。この関係団体というのは労働行政に関する団体で、主に労働災害防止団体です。

表の中の、次の、その他団体というのは、地域の商工会とか商店街組合などの使用者団体や労働組合などでございます。こちらでもご連絡はいただけませんが、50%程度は掲載されているものと思われま

す。これらの周知依頼のタイミングとしましては、公示後できるだけ早くにご掲載いただけるようにと、8月31日の公示と同日に各所に発送して依頼しております。

発送の内容は、資料4(2)①に神奈川県あてに送付した例をおつけしていません。

先ほどの8月4日の神奈川県最低賃金改正の答申文の中に「関係行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改正によって業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じないように配慮すること」と盛り込まれていますので、この例文の「また～」以降、4つ目の段落に、「また、地方公共団体における民間企業への」という形でそのことを加えております。

資料4の(2)の②は6パターンで送った原稿文例の1部、③は掲載事例のうちの一部抜粋でございます。小さいものからかなりスペースをとって掲載いただいている広報誌もでございます。後でご確認ください。

続きまして資料4(3)①をお開きください、1枚目が、本省で作成している金額のところ以外は全国共通となっているタレントさんを使ったポスターやリーフレットでございます。

1枚めくっていただいた右側にありますように、英語をはじめ13か国語でも同様のリーフレットを作成しております。

また、さらに1枚めくっていただいた左側がデジタルサイネージ用に当局で作成したポスター、右側が当局で作成したリーフレットです。

厚生労働省本省から先ほどのタレントさんの全国共通のポスター等が送られて来るのが、最低賃金発効日の1週間前、9月下旬頃となってしまいますので、8月に報道で大きく扱われてから3週間程度、間が空いてしまうということで

ございまして、なるべく報道された後すぐに周知するために、神奈川県労働局独自のリーフレットを作成し、8月末からその電子媒体と紙媒体を主な使用者団体中心に配付させていただきました。

資料4(3)②は、8月31日に拡充された業務改善助成金のリーフレットです。

先ほどの全国版のポスター、リーフレットにこの「業務改善助成金の拡充」を同封して、地方公共団体や法務局、税務署などの行政機関、大学や専門学校などの教育機関、教育機関について助成金は外しており、最低賃金改正ということだけですが、リーフレットを送付しております。そのほかに使用者団体、労働組合をはじめ、ショッピングセンターなどに加え、今年度から高速道路のSAやPA、「道の駅」、県内に本社を置くスーパーマーケットなどの団体に送付し、周知への協力を依頼しております。

その数が、ちょっと戻りますけども、資料4(1)に戻りまして、項目3の送付数ということになります。全体で1,400か所ぐらいですが、現在労働基準監督署で行っている周知送付数を合わせると大体2,000ぐらいの送付数となります。

また、個別的な事業主に対する周知活動として、賃金室で行っている最低賃金減額特例許可を受けている事業主や過去5年間において、労働基準監督署の調査で最低賃金法違反のあった事業主に対しても、同様に最低賃金改正と業務改善助成金のリーフレットを直接送付しております。

続きまして、資料4(3)③をお開きください。令和5年度の取り組みにつきまして、簡単にご紹介申し上げます。

今までの取り組みに加え、令和5年度では、県との連携ということで、神奈川県にご協力をいただきまして、県内の町内会を通じて全戸に配られている神奈川県の広報誌「県のたより」という、これは発行250万部という巨大なものですが、に最低賃金改正と業務改善助成金の案内を掲載いただきました。

この冊子は各世帯に無償配布されるものであるため、県内全域をカバーするだけでなく、各団体を通じた周知広報では届かない方々に届けられることとなるため、一定の効果があるものと思われまます。

2番目、横浜市との連携でございます。

横浜市役所庁内の複数のデジタルサイネージにおいて改正最賃額及び業務改善助成金の放映が、10/20～10/31と11/16～11/19の間、終日行われました。1枚めくっていただくと、右側のほうですがその時の写真がございます。

また、後で触れますがFMヨコハマにある、横浜市からのお知らせの時間帯において、改正最賃額と業務改善助成金のご案内をしていただきました。

1枚戻っていただき、令和5年度の取組みのページですが、3の職業安定所に

おける新たな取組みをお伝えします。

従来から労働基準監督署や職業安定所ではポスター掲示などの周知活動を行っているところですが、本年度から各公共職業安定所のデジタルサイネージに活用しやすいように、先ほどご紹介しましたポスターを作成して提供し、放映いただいております。

また、横浜公共職業安定所においては、求人者マイページ登録をしている約7,000社に対して、神奈川県最低賃金額と業務改善助成金額の周知を配信する等のご協力をいただいております。

4つめ、東京労働局のご協力ということで、これは昨年から始めたものですが、東京メトロ全線と都営地下鉄におきまして、東京に加え、神奈川、千葉、埼玉の改正最低賃金額と業務改善助成金の広報動画を、東京メトロでは2週間、都営地下鉄では1週間放映していただいております。

そのほかに、1枚めくっていただいで左側でございます。FMヨコハマ及び地域コミュニティFMでの広報でございます。

先ほども少し触れましたが、従来から業界団体などの団体を通じた周知活動を中心に行っていたところですが、そういった団体に加入していない個人商店やいわゆる町工場のような地域に根差した使用者に伝える方策として、作業をしながら地元のニュースを聞いている人を対象にラジオを活用することとしました。

FMヨコハマのような大きな放送局の他、コミュニティFMを、県内全域に届けられるようにいくつか選定し、放送しております。

続きまして資料4(4)をご覧ください。

業務改善助成金の申請状況です。

一番上の黄色と赤で示した文のある表をご覧ください。

令和5年度は10月末時点で362件の申請となっており、すでに昨年の通常と特例を併せた総件数を超えております。

また、つい先ほど聞いたばかりですけれども、速報では現時点で400を優に超えている申請となっており、非常に増えた昨年度の倍に迫る勢いだと聞いてございます。

昨年までは、10月1日に改正最賃が発効となりますので、その直前の9月に集中して申請が多くなっているという傾向で、今年もその傾向は変わらないものの、年度当初、それから今月に入ってから、前年比でかなり増加しておりますので、この助成金が浸透してきているものと思われます。

業種別でみますと、令和5年度、一番下の表の下から3行目の業種であるPの医療・福祉の申請が伸びています、業種の小分類でみますと、医療はほとんどなく福祉施設、介護施設が主な申請事業場となっております。

8月31日には、資料4(3)②にお付けしていますとおり、対象事業場が拡大され、賃金引き上げ後の申請も可能となるなどの拡充が図られております。

業務改善助成金は最低賃金引き上げだけでなく、賃金引き上げにも寄与する重要な中小企業支援策となりますが、申請期限が令和6年1月31日までとなっておりますので、これまで集中的に取り組んできたところがございます。期限まで残り少ないですが、引き続き周知と活用促進に努めてまいりたいと考えております。

続きまして賃金引き上げに向けた取組みでございます。

資料5(1)をご覧ください。

これは昨年度から行っている取組みでございます。「賃金引き上げ特設ページ」というもので、真ん中へんにメニューが1、2、3とございますが、左側のメニュー1に、具体的な企業の取り組み事例が紹介されておりして、神奈川県では旅館の陣屋さん、秦野市の鶴巻温泉駅にある老舗旅館さんで、従業員はパート含めて43人という規模ですが、快く取材のご承諾をいただきまして、掲載させていただきました。次のページの裏表にその内容が掲載されております。

陣屋さんは、その後NHKの賃金引き上げの特番、いわゆるNスペですが、そこでも大きく取り上げられておりましたので、神奈川県、特に同業他社への波及効果は高いものがあったと思われまます。

1枚戻りまして、特設ページのメニュー画面のメニュー2でございますが、これは地域や業種を入力するとそれに応じた年齢ごとの平均的な賃金額が表示される仕組みになってございますので、自社の賃金と同じ地区の同じ業種での比較ができるようにしているというものになっております。

メニュー3では、業務改善助成金の案内とともに、中所企業庁の補助金や助成金、賃上げした際の税の優遇措置の案内など、省庁の枠を超えて、一目でわかるような形で掲載されているもので、審議会などでの委員の皆様の見解を反映させたものとなっております。

続きまして資料5(2)①をお開きください。

最低賃金の引上げに伴う主な助成金や補助金をまとめたものです。これも、皆様のご要望を受け、厚労省だけでなく、経済産業省、中小企業庁と連携し、最賃が発効する前の9月中に提供したものでございます。

また、そのほかにも、1枚めくっていただき、右側に賃上げや生産性向上を図った企業に対する税制面からの優遇措置などの支援もございます。その一例をおつけいたしました。

続きまして資料5(2)②をお開きください。

価格転嫁に関する支援状況です。

価格転嫁につきましては主に経済産業省、中小企業庁、公正取引委員会がそれ

ぞれ取組んでおります。

資料でございますように、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」に設定し、価格交渉や転嫁の状況についてフォローアップ調査を行い結果を公表していません。

また、中小企業に対しては、取引先との価格交渉のやり方から、原価計算の仕方などをサポートするハンドブックの作成や価格転嫁のサポート窓口である「よろず支援拠点」の設置などの支援を行っております。

一方で、親事業場など大企業については、「パートナーシップ構築宣言」を行なって取引適正化を図った企業には、優遇措置を講じることも行っております。

併せて、下請Gメンによる取引実態調査、また、1枚めくった右側、公正取引委員会の8月31日に資料にありますとおり、公正取引委員会から取引価格の上昇を認めない事業者に対して「注意喚起文書」を発出したり、「企業名公表」など、強い措置も実施しております。

また、その次、1枚めくっていただいた次にある、オレンジ色のリーフレットの裏面にありますように、労働局におきましても、11月のしわ寄せ防止キャンペーン月間において、下のほう③にあるように「最低賃金の引き上げによる労務費の上昇を取引対価に反映するよう協議すること」などを要請しているところでございます。

さらに、資料はお付けしてございませんが、運送業における国土交通省の荷主企業に対するいわゆるトラックGメンの働きかけに労働基準監督官が同行し、「標準的な運賃」の周知を実施するなど適正な取引を強く要請しているところでございます。

そして11月29日、一昨日の話でございますが、本年度の地方最低賃金審議会答申において、価格転嫁に関する政府への要望が多く寄せられたことを受け、内閣官房及び公正取引委員会により「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が公表されました。5(2)②の最後にその指針の概要をお付けしてございますのでご覧ください。

1の指針の性格に記してございますが、この指針は労務費転嫁に関する発注者・受注者双方の行動指針という性格でございます。採るべき行動、求められる行動を12の行動指針として取りまとめております。

内容に関しましては、立場上の問題を考慮し、発注者側により積極的な役割を求めたものとなっております。

また、指針ではございますが、これらの行動指針に沿わない行為をすることがあれば、公正取引委員会において、厳正に対処するとしており、同時に、受注者が匿名で情報提供できるフォームを設置し調査に活用するという強い措置も盛り込んだものとなっております。

続きまして、5（2）③をお開きください。いわゆる「年収の壁」対策ということでございます。

8月初旬の神奈川の最低賃金審議会において、人手不足への対応が急務であると強く要望された部分であり、また、社会的にも大きな関心を集めているところです。

10月1日の最低賃金改正までに何とか間に合わせるということで、9月27日に厚生労働省から発表されました。

ポイントとしては3つございます。

まず一つ目、106万円の壁への対応ですが、キャリアアップ助成金に新たなコースを創設したもので、2枚おめくりいただき赤っぽいリーフレットをご覧ください。

そのリーフレットの左側にある106万円の壁につきましては、社会保険の適用者となった場合に、手取り収入を減らさない取組みを行った企業に対し、一人最大50万円の支援を行うというものです。

さらに、労働者に対する手取り収入を減らさないための手当については最大2年間社会保険料の算定対象から外すということにしております。

次に、右側にある130万円の壁に対しての対策がございまして、一時的に130万円を超えたとしても、被扶養者認定を取り消すことなく事業者が「一時的である」旨を証明すれば、引き続き認定を受けられることとしました。

2枚めくっていただき、最後3つ目は、それぞれの企業における「配偶者手当」に関してのものです。それぞれの企業における配偶者手当は、呼び方は「家族手当」とか「扶養手当」などと呼び方は様々かと思いますが、それら手当の支給基準という壁がございまして。

それに対しては、賃金制度そのものの見直しに役立つ資料の提供や、見直し内容の具体例の提示などを厚生労働省のwebサイトにまとめており自主的な変更を促しているという状況でございます。

これらの各種の支援に関しましては、ワンストップで対応できる相談窓口を設置するとともに、各種の手続きの簡素化も図っているところでございます。

また、これら「価格転嫁」や「収入の壁」への対策は、まさに、全国の地方最低賃金審議会において、委員の皆様から多く寄せられたご意見を受けたものと聞いております。

当局におきましても、これらの各種支援につきまして、当局のホームページの最初に表示される画面の真ん中上部、最も目につくところにリンクを張った案内文を配置し、周知に努めているところでございます。

以上、大掴みでございまして、賃金引き上げに向けた、神奈川労働局と地方自治体との連携、各省庁による支援状況の報告でございまして。

以上でございます。

【赤羽会長】

はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、質問、意見はございますか。はい、どうぞ。

【大竹委員】

使用者側の大竹です。

あの、この度、審議会での議論を踏まえて、このような形で取りまとめたいただいて、ご報告いただきまして、ありがとうございました。いずれにしても、この中でのポイントである、生産性の向上、価格転嫁の推進等々はですね、これは、感覚として労使で共通した認識であるというふうに、私どもも思っていますので、また、それでありまして、地域の最低賃金審議の上でのベースになるかなど思っていますので、どうか引き続きご対応をいただけるようお願いいたします。

【赤羽会長】

ほかにご意見等ございますでしょうか。

【関口委員】

使用者側関口でございます。大竹様と同じく、本当に御礼を申し上げたいと思います。

と同時にですね、そうは言っても、私も性格しつこいんで、このへんの実感をちょっと、私が中小企業の経営に直接関わっていないので、どうでしょう、花本さんとか、いかがでしょうか。一言いただければ。

【花本委員】

あの、価格転嫁においては、非常にやはり、仕入れ先からは値上げの要請があり、ただ販売する私ども小売りの立場では、なかなか厳しい状況でありますので、こういったことを踏まえて、最低賃金が上がって、労働者の意欲も上がって、経済全体が上手く回るという理想的なところにもっていければ、幸いというふうに思っております。

初めての参加で、分からないことが多くありましたが、ありがとうございました。

【関口委員】

では栗原会長、一つ、いろいろ実感も踏まえて。

【栗原委員】

使用者側の栗原でございます。ええ、まあ皆さんもお話をいただいているとおりですね、やはり、賃金を上げるというのはやぶさかではない。ただ、大幅に上げていくという中において、やはり価格の転嫁がこれ、欠かせないというのは皆さんもご存じだと思います。

ですから、よく新聞なんかでも、言い難い方々も中小でいらっしゃると、売り

上げの申請をですね。そういう方々は、結構、やはり我々の業界でもですね、中小というより、零細も多いので、そういう企業さんはやはり親会社に言っていくと、仕事がなくなるんじゃないかとかそういうことで、二の足を踏んでらっしゃる方も、中には私は年金でもって生活しているんだと、給料袋は皆に配っているんだってこんな事を言っている方もいらっしゃるぐらいですね。

その辺の転嫁がし易いような、やっぱり方向性をですね打ち出させていただいて、ちゃんと申請をできるようなシステムを作っていただければなと思っております。

以上でございます。

【関口委員】

はい、栗原さんどうもありがとうございました。ということで、本当に使用者の現場の実感からですね、やはり継続して強い対策、セーフティーネット、これが引き続き求められていくのだと思っております。

ただ、本当に今回いろいろな取り組みを、我々、この全部の紙、資料をみても一つ一つありがたいことだなと思っておりますし、実際に4の(4)を見ると、結果も出ているということかと思えます。

まあもちろんこの数だけ見るとですね、何百、何千っていうところには、まだまだ、申請、あるのは分かっているんだけどちょっと面倒くさくて手が付かない、っていうか、日々忙しくて、ちょっとそこまでやってられないんだよね、っていうところもまだまだ多いと思います。まあ今年で終わりでないと思いますので、また来年、再来年度に向けて、本当に抜本的に、本来だったら継続して神奈川の経済に貢献いただく企業がですね、もうやっぱり面倒くさい、しんどい、一回ここでやめるわー、みたいなことができるだけ少なくなるように、継続した対応をいただきたいとともに、こちらせっかく出ている数字ですので、是非これは本当に、今年度、3月はやらないことにしましたが、書面等ですね、このメンバーとかにはその結果・状況をですね、逐次ご報告いただければ大変ありがたい。我々もそれを見てさらにもっともっと、できる限り、それぞれの立場で応援をしていく、賃金室さんにも応援をしたいという気持ちもありますので、そういった形で少し継続してそのような情報提供などをしていただければ、我々チームとして、出来るだけ、こう神奈川の経済に資するものにしていければ本望かなと思っております。ので引き続きよろしく願いいたします。

以上になります。

【赤羽会長】

はい、ありがとうございました。ほかは如何ですか。よろしいですか労働者側は。

【佐藤委員】

バランスをとっていただいてご指名いただいております。

あの、やはり適正な価格転嫁、賃金を上げるうえでのきもになってくると思います。私たち労働組合の中でも、企業の中で、産別の中で取引関係がありますので、活動の中ではとりわけ大手の企業さんに、パートナーシップ構築宣言をちゃんと宣言してくださいですとか、価格転嫁ができるように社内での調整を、労働組合からお願いして欲しいとかですね、働きかけをしておりますので、それにつきましては是非、労使連携の中で、進めさせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、年が明けますと春闘交渉も生じてきますので、その中でも、労働組合の中で意識を共有して進めていければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございます。

【赤羽会長】

はい、どうもありがとうございます。特になければ次にその他の議事について事務局からございますでしょうか。

【事務局：平本賃金室長】

はい。二点ほどございます。

一点目は、本年7月に実施いたしました事業場視察につきまして、来年度は未定ではございますが、ご賛同いただければ、事業場視察を予定したいと考えております。いかがでしょうか。

【赤羽会長】

ただ今事務局から事業場視察についてのお話がありましたが、いかがでしょうか。どうぞはい。

【関口委員】

はい、是非お願いしたいと思っておりますが、まあ、もう既に個人の意見として、お伝えしておりますが、できれば、過去やったことがあるようですけど、できれば、やっぱり1か所ではなくて、2か所ぐらいは行きたいんですね。

というのは、まあどっちにとって有利になるのか分かりませんが、調子が良いところと、調子が悪いところを一つずつ見た方がいいのかなと思いましたが。調子が悪いところが受けてくれるかどうか分かりませんが、というのが私としての思いでございます。

【赤羽会長】

はい、ありがとうございます。他によろしいでしょうか。それでは今の意見を踏まえて検討する方向、実施する方向で事務局は進めていただければと思います。

【事務局：平本賃金室長】

ありがとうございます。それでは、今の話も踏まえながら実施ということで進

めさせていただきます。実施時期、視察先については事務局に一任させていただく形でご了解をいただければと考えておりますが、特にご希望の地区や時期がございましたら遠慮なく事務局までご連絡いただければと存じます。

続きまして、二点目でございますが、審議会の日程についてお伺いしたいと存じます。従来は、年明けの2月末に次年度の特定最低賃金の改正や新設決定の意向表明をいただき、3月初旬に、その意向表明の確認と最低賃金改正や支援策、今日お話ししました、その報告をさせていただいたところでございます。本年につきましては、先だつての神奈川県最低賃金に係る答申を受けまして、最低賃金改正とそれに伴う各種支援状況につきまして先ほどお話しさせていただいたところでございます。

また、特定最低賃金の意向表明につきましては、次年度の1回目の本審にて確認することも可能であるということでございます。

そのため、3月に開催していた審議会につきましては、開催せず、審議内容はそれぞれ別の回に併せるということで、効率化を図りたいと考えております。

以上です。

【赤羽会長】

ありがとうございます。ただ今事務局から、従来から行っている3月の本審は開催せず、特定最低賃金の意向表明に対する確認は、次年度当初の審議会にて行いたい旨のお話がありましたが、こちらについてはいかがでしょうか。

【各委員】 (異議なし)

【赤羽会長】

はい、それでは、その方向で事務局は進めていただければと思います。

本日予定された議事は以上となりますが、他に事務局から何かございますでしょうか。

【平本賃金室長】

来年度の審議の日程についてでございますが、本年に準じまして、7月初旬に1回目、8月の第1週に2回目の本審と専門部会を4回、それから3回目の本審の集中審議を実施し、8月後半に4回目の本審、12月ごろに5回目の本審ということでの開催を考えております。

詳しい日程につきましては、明日以降早々に皆様にお知らせいたしますので、日程の確保のほど何卒よろしく願いいたします。

次に、今回の審議会が令和5年度の最後の審議会となりますので、審議会の終了にあたり、木塚労働局長よりご挨拶申し上げます。

【木塚局長】

本日は、12月に入り大変忙しい中での開催となりましたけども、本当にご出席を賜りましてありがとうございます。

各委員の皆様におかれましては、本年度の神奈川県最低賃金の改正審議、また、本日ご答申いただきました特定最低賃金の必要性の有無の審議等で、大変なご尽力いただきましたことに心より御礼申し上げる次第でございます。

どうもありがとうございました。

本日は、10月1日に発効されました神奈川県最低賃金の周知でありますとか、あるいは最低賃金の引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策の実施状況などにつきまして事務局から説明をさせていただきました。

今後とも、最低賃金制度の周知でありますとか、遵守徹底や中小企業の皆様方への各種支援策をさらに充実させていくということに、全力を傾けて参りたいというふうに考えているところでございます。

事務局からも説明させていただきましたように、令和6年度におきましても本審議会に対して地域別最低賃金の改正につきまして、恐縮ではございますが諮問させていただきたいと考えておりますので、例年同様、夏ごろから、また集中的にご審議をお願いすることになりますので、何とぞよろしく御願ひ申し上げたいというふうに考えております。

委員の皆様におかれましては、来年度も本県の最低賃金につきまして、幅広い観点から御意見をいただくとともに、それぞれのお立場から引き続きご支援、ご協力を賜りますよう、御願ひ申し上げまして簡単ではございますが、私からの御礼の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

【赤羽会長】

それでは、他に特にございませんでしたら、以上をもちまして第429回の神奈川地方最低賃審議会を閉会いたします。

先ほどのお話にもございましたが、本年度については、今回が最後ということになります。

委員の皆様、そして事務局の皆様におかれましては、本年度はどうもありがとうございました。

大変、風邪なども流行っておりますが、お体に気を付けて、ちょっと早いですが、良いお年をお迎えください。

< 閉 会 >